

第69号議案

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

駐車場法施行規則の一部改正を踏まえ、自動車の駐車施設に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号オを次のように改める。

オ 自動車の駐車のために供する部分の面積が200平方メートル以上の機械式駐車装置のうち確認申請等を要するもの（建築物に附属するものを除く。）

第2条第15号を次のように改める。

(15) 機械式駐車装置 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。

第2条第16号中「若しくは立体駐車施設」を削る。

第21条の2第8項中「第3項」を「第4項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市住みよいまちづくり条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

駐車場法施行規則の一部改正を踏まえ、自動車の駐車施設に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 定義の整備（第2条関係）

ア 特定建築物に該当する駐車施設の要件を「開発区域面積が500㎡以上の土地に建築する立体駐車施設で確認申請等を必要とするもの」から「自動車の駐車のために供する部分の面積が200㎡以上の機械式駐車装置のうち確認申請等を要するもの（建築物に附属するものを除く。）」に改める。

イ 「機械式駐車装置」の定義を駐車場法施行令に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体とする。

ウ 「外壁の後退距離」の定義から立体駐車施設を除くこととする。

##### (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成27年10月1日

駐車場法施行令抜粋

(特殊の装置)

第15条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

駐車場法施行規則抜粋

(特殊装置認定の基準)

第4条 国土交通大臣は、令第15条に規定する特殊の装置（以下「特殊装置」という。）であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

(第2項省略)